

## 別紙 1

### 文科省の違憲・違法な検定及び検定意見

#### 1、検定の違憲・違法性

検定は、教育の自由を侵害し、教育を受ける権利等を保障した憲法 26 条に違反する。検定は、国家権力側の人権に対するあり方を定めた憲法 13 条に違反する。検定が教科書の記述の実質的な内容、すなわち教育内容までに及ぶので、教育行政のありかたを定めた改正前の教育基本法第 10 条に違反する。検定制度は、表現の自由を保障した憲法 21 条に違反する。検定は、学問の自由の重要な一部である学術研究の結果発表を保障している憲法 23 条に違反する。検定は、適正手続を保障している憲法 31 条に違反する。検定制度は、意見及び表現の自由を保障した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いわゆる国際人権規約 19 条の規定に違反する。

#### 2、違法な政治介入に基づく検定処分の違憲・違法性

自由民主党（以下「自民党」という。）国会議員が中心となる日本会議国会議員懇談会、自民党歴史・検討委員会、日本の前途と歴史教育を考える議員の会等の政治家といわゆる右翼の財界人・宗教団体・マスメディアなどからなる日本会議等は、これまで何度も検定に際して、違法な政治介入等を行ってきた。以下に、その実例を示す。

##### (1) 実例その 1

『「なぜこんな検定意見を付けたのか。安倍政権に配慮したのか。安倍政権に配慮したのか」と畳み掛けると、ようやく口を開いた。「その通りです。考えてしまいました」

文科省が官邸の意向に敏感になった背景には、国と地方財政の「三位一体改革」で、公立小中学校の教員給与の一部を負担する義務教育国庫負担制度が狙い撃ちされた苦い経験がある。頼みの綱の森喜朗元首相ら文教族が動いたが、小泉純一郎元首相の意向は変わらず、国の負担額は二分の一から三分の一に減額された。

高校教科書の検定作業真っ盛りの昨年 8 月。自民党総裁選を前に安倍晋三氏が優位に立つ中、後に安倍政権で官房副長官となる側近の下村博文氏が講演で語った。「自虐史観は官邸のチェックで改めさせる」

下村氏は、安倍氏らとともに従来の歴史教育を自虐的として批判する自民

党の「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」の主要メンバー。自虐史観をめぐる下村氏の発言を、文科省幹部は「官邸に従うかどうかのリトマス紙」と受け止めた。

文科省が沖縄戦に関する記述に検定意見を付けやすい環境もあった。2001年に「新しい歴史教科書をつくる会」主導の中学歴史教科書が検定に合格。05年には従軍慰安婦の文字が中学歴史教科書から消えた。文科省幹部は「沖縄戦の記述を削っても、全く問題にならないと高をくくっていた」と打ち明ける。』（『愛媛新聞』2007年12月28日 事実証明書1）

## (2) 実例その2

麻生太郎自民党総裁（当時）は、青森市で講演し、「我々は教育基本法を変え、いい加減な教科書を変えた」（『朝日新聞』2009年2月23日）と述べ、教科書の記述内容を政治介入して変えたとの見解を示している。

これらは、氷山の一角に過ぎない。このように、自民党総裁をはじめとする自民党国会議員らによる違法な政治介入等が行われ、従来なら到底検定に合格するはずのない当該教科書を、違法な政治介入によって検定に合格させた。

## 2、文科省の実態的協力が扶桑社版・自由社版教科書を検定に合格させた

2009年4月9日、文科省は、自由社版歴史教科書の検定結果と合格を発表した。この教科書は516か所にもおよぶ欠陥が指摘され、いったん不合格になっていた。文科省は、検定申請本の欠陥の大部分を占める誤記・誤植を自由社に懇切な指摘した。自由社版歴史教科書の共同事業者である自由社と新しい歴史教科書をつくる会（以下「つくる会」という。「つくる会」と自由社を以下「自由社ら」という。）は、これを受け訂正し、再提出した。文科省は、再提出された申請本に再び136か所の検定意見を付した。そして自由社らは、修正し、その結果、自由社版歴史教科書は、検定に合格した。

上記の一連の文科省の誤記・誤植及び修正などの行為は、他の教科書とは大きく異なる行為である。それは、検定に求められる客観的かつ合理的公正性と適正手続きを逸脱した行為である。つまり、前記に示した自民党ら議員の意思を受け入れ、結託し、自らの意思として、恣意的に誤記・誤植を指摘し、修正意見を付け、到底検定に合格しえない教科書を検定に違法に合格させたのである。つまり、自由社版歴史教科書の実態は、自由社と「つくる会」と文科省による共同制作による教科書であり、自由社と「つくる会」と文科

省による違法な検定処分である。また、扶桑社版歴史教科書の場合も同様である。

### 3、近隣諸国条項等に反する検定処分

1982年に教科書検定による侵略の事実の隠蔽に対しておこったアジア諸国からの抗議を契機に、検定基準の社会科に「(4) 近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」(以下「近隣諸国条項」という。)という条項が日本政府によって付け加えられた。

1993年には日本軍「慰安婦」について、日本軍の関与と責任、アジアのたくさんの女性を傷つけたことを認めた河野洋平官房長官談話で「われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」という決意を示した。さらに、1995年の村山富市首相談話で、「植民地支配と侵略によって」アジア諸国に与えた「多大の損害と苦痛」にたいしてお詫びと反省を表明した。1998年の日韓共同宣言、日中共同宣言でも、「両国民、特に若い世代が歴史への認識を深めることが重要」と表明されている。歴史への反省は2002年の日朝ピョンヤン宣言でも引き継がれている。これらの言明は日本政府の明確な国際公約であり、同時に日本「国民」への公約でもある。

そもそも、日本国憲法は、日本がふたたび侵略戦争をしないという国際的宣言であり、国際公約でもあり、日本政府はこのような国際公約を誠実に守る当然の責任と義務を負っている。

ところが、以下に例示する当該教科書の要旨は、国際公約ともいえる日本国憲法、日韓共同宣言、日中共同宣言、日朝ピョンヤン宣言、近隣諸国条項に反する。

- (1) 韓国や中国などアジア諸国の歴史について蔑視するような記述が散見され、朝鮮半島への侵略と併合、植民地支配に対する根本的な反省は認められず、むしろ日本が朝鮮の近代化を助けたのだと強弁を振るっている。
- (2) 戦時体制に関する記述においても、創氏改名、徴用、徴兵等について短く言及するに留まり、日本軍「慰安婦」をはじめ、朝鮮半島の人々が受けなければならなかった苦痛について、その実態にかかる記述や反省が含まれた内容にはなっていない。日清・日露戦争以降の日本の戦争を美化・正

当化し、日中戦争は日本の侵略ではなく中国側に責任があるとし、アジア太平洋戦争を「大東亜戦争」とよんで、それが侵略戦争だったことを認めず、日本の防衛戦争、アジア解放に役立った聖戦として美化し肯定する立場がつかぬかれている。韓国併合・植民地支配への反省はなく、むしろ正当化する内容である。

- (3) その反面、戦争に献身した日本「国民」を大いにたたえる記述を行っている。戦争を賛美し、「日本の戦争は正しかった」と教え、ふたたび戦争に命をささげる「国民」を育てるために、悲惨な被害も加害も無視、歴史を歪曲する教科書である。
- (4) 日清・日露戦争をはじめとした帝国主義侵略戦争を美化・正当化している。共産主義とファシズムを二つの全体主義として規定し、強く批判している一方で、天皇制ファシズムという全体主義的抑圧体制については、政治体制として悪くなかったとし、転倒した歴史認識を露骨に示している。

文科省は、2006年度高校歴史教科書検定の沖縄戦「集団自決（集団強制死）」の軍の強制を示す記述に対して、検定意見を付し訂正を求めた（詳細は後で述べる）。この記述は、近隣諸国条項に該当する記述内容である。つまり、文科省は、近隣諸国条項の適用に際して二重の基準を採用し、当該教科書では、先に示したように近隣諸国条項に反する記述を認め、一方、沖縄戦「集団自決（集団強制死）」の記述に関しては、検定意見を付け、削除ないし訂正を求めている。このように文科省は、二重の基準を採用し、極めて恣意的な検定を行なっている。

### 3、文科省の説明する手続き等に反する検定の違法性の実態

伊吹文明文科相（当時）は、2006年度検定歴史教科書に関して衆議院文部科学委員会で次のように答弁し、「審議会による調査審議の結果」と文科省等の関与を否定してきた。

「文部科学省の役人も、私も、ましてや官邸にいる安倍総理も、このことについては一言も容喙できない仕組みで日本の教科書の検定は行われている」（2007年4月11日の文部科学委員会議事録より）

文科省は、これまでも検定を次のように説明し、検定結果に対する内外の批判に対して、その正当性を主張してきた。

(1) 教科書検定基準に基づく適正かつ公正な検定、

文部科学省は、あらかじめ検定における審査の基準として義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定め、これを告示しています。検定における教科書の審査は、この検定基準に基づいて適正かつ公正に行われています。

検定基準は、検定審査の基本方針である総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件とから成り立ち、それぞれの条件は、「範囲及び程度」、「選択・扱い及び組織・分量」、「正確性及び表記・表現」の3つの観点に整理して示されています。

(2) 教科書検定審議会の答申に基づく検定、

文部科学省には、教科用図書検定調査審議会が置かれており、検定は審議会の答申に基づいて行われています。審議会の委員及び臨時委員は、大学教授や小・中・高等学校の教員等の中から選ばれています。

審議会の審査に先立ち、検定申請のあった図書について、教科書調査官の調査が行われます。また、専門の事項を調査する上で必要があるときは、審議会に専門委員が置かれ調査に当たります。教科書調査官は文部科学省の常勤職員であり、大学の教職の経歴等をもつ人が採用されています。

審議会においては、教科書調査官及び専門委員が調査した結果並びに委員自らが調査した結果を総合して審議されます。このように審議会における審査には、多くの専門家による様々な角度からの調査の積み重ねが反映されるようになっていきます。」

(文科省ホームページ「4. 教科書検定の方法」より)

しかしながら、上記の説明と検定の実体は大きく異なっていたことが、2006年度検定歴史教科書の検定手続の中で行われたことが判明した。少なくとも2006年度検定歴史教科書における審議会第2部会日本史小委員会の報告書(答申)に基づく検定処分は、先に示した文科省の説明にある

(1)教科書検定基準に基づく検定、

(2)教科書検定審議会の答申に基づく検定、

に反し、かつ

(3)適性手続きに基づく検定、

に反し、違憲・違法・不正行為に基づく検定処分を行っている。

#### 4、文科省による自作自演の本件検定処分の違法性

2006年度検定高校歴史教科書から沖縄戦の「集団自決（集団強制死）」（以下「集団自決」という）に対する日本軍の関与を示す記述が修正・削除されたが、それは、次のように文科省による自作自演の「検定意見」による違憲・違法な検定処分であった。

- (1) 出版社が、審議会の検定意見によって記述の削除を求められていた。
- (2) 文科省職員である調査官が作成した申請図書調査意見書（以下「調査意見書」という。）と、審議会の検定意見が同じであった。
- (3) 文科省側から審議会に、沖縄戦の「集団自決」に対する日本軍関与の記述について問題にするよう発議していた。（『沖縄タイムス』2007年6月15日付 事実証明書2）
- (4) 先の調査意見書の決裁者は、文科省の初等中等教育局長である。（『沖縄タイムス』2007年6月19日付 事実証明書3）
- (5) 審議会における日本史小委員会の審議では、文科省の教科書調査官が検定意見の原案として調査意見書を示して説明したが、小委員会には『沖縄戦の専門家はおらず、「集団自決」について細かいところまで議論できる人はいない。意見は出なかった』ことが明らかとなり、沖縄戦を研究していない委員らによって、実質的議論がなされないまま調査意見を素通りさせ承認した。（『琉球新報』2007年9月14日付朝刊）同様の内容の記事が『沖縄タイムス』（2007年9月12日 事実証明書4、2007年9月12日 事実証明書5）が記載されている。

以上のように、これまで文科省が「（2）教科書検定審議会の答申に基づく検定」との説明は、真っ赤な嘘であり、文科省の調査報告書を追認するだけである。

即ち、文科省は、文科省の意思を教科書の記述に反映させるために、文科省の意思に反する記述の修正を求める検定意見（たとえば、沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である）を、調査意見書で示し、それを密室の審議会で追認せざるを得ない状況・制度とし、それを審議会の答申に基づく検定意見であるとする実体的に反する虚偽の説明を行い、出版社に修正・訂正を求め、修正・訂正させてきたのである。

この検定処分は、冒頭で示した違憲・違法だけでなく、文科省がこれまで説明してきた説明にも反する虚偽の説明を行う等の違法があり、検定意見は、文科省の実体的自作自演による違憲・違法な検定処分であることを示している。

## 5、適正手続きに反する検定処分の違法性

## (1) 行政手続法からの考察における検定処分の違法性

1993年に、行政権の行使に際しその公正の確保と行政の透明性を向上させ、もって国民（「国民」に限定されるべきでなく、全ての住民に適用される必要がある。そのことを前提とし以下、住民という。）の権利・自由を保護するとの目的で、「行政手続法」（法律88号）が国会において全会一致で可決、成立した。この法律が成立した背景として、行政の住民生活に及ぼす影響の増大に伴い、行政活動が住民の権利・自由と益々深くかかわるようになってきていることがあげられる。また同法の制定の法的根拠は憲法31条の適正手続きの保障であり、同法の趣旨を実現し具体化したのがこの行政手続法である。

たとえば同法は、行政庁への申請に対する処分に関して、迅速でしかも透明な処理を確保するという観点から申請の処理に通常必要な標準的な期間を公に定め、そして延滞なく審査を開始すること、申請に関する審査基準を定め公表すること、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する場合はその理由を示すこと等を規定している。また行政庁が不利益処分をしようとする場合は、判断の基準を定めるとともに、意見陳述や弁明の機会を与え、不利益処分の理由を示さなければならないと規定している。このような行政手続法の規定は、検定における適正手続きの保障の具体的内容や程度等を判断する場合の根拠及び参考になり、これまでの文科省の検定処分手続きは、これに反し、違法である。

## (2) 客観的手続きの原則に照らしての本件検定処分手続きの違法性

憲法学者の高柳信一氏は、教科書検定と憲法との関係についての論文『憲法的自由と教科書検定』の中で、検定に求められる適正手続に関し、次のように述べている。

「手続の公正を重んじる英法の原理に、『正義が行われたというだけでは足りないのであって、正義が行われたと歴然と疑う余地なくみえる〔外観上容易に観取される〕ことが必要である』というのがある。権力を行使するものは、権力行使の目的と根拠を明示し、それによって自由を制限された行政客体および国民一般が、何のためにいかなる根拠にもとづき自由が制限されたかを知り、納得しうるということが手続によって保障されていなければならない。」

つまり、検定における適正手続においても、「正義が行われたと歴然と疑う余地なくみえる〔外観上容易に観取される〕」手続が要請されていると解する必要があるが、先に示したように、文科省の検定処分手続は、これの原理に反し、違法である。

### (3) 具体的適正手続における本件検定処分手続の違法

検定に要請されている適正手続において、たとえば、調査員及び審議委員の人事及び人選基準・理由等の明記などその公正・適正さの担保となる制度的保障がない。下記の『琉球新報』記事にあるように、文部科学省の職員であり「集団自決」検定で検定意見の原案を作った現職教科書調査官と、教科用図書検定調査審議会の日本史小委員会委員の一部が、「新しい歴史教科書をつくる会」（戦後の歴史教育を「自虐的」と批判し、今回の沖縄戦の検定意見を支持している）を主導した元理事で扶桑社版中学歴史教科書を監修・執筆した伊藤隆氏（東京大学名誉教授）と過去に共同研究・執筆しており、検定意見の原案を作った調査官と、検定意見を付ける審議会委員が「集団自決」の軍閥与記述の修正・削除に密接にかかわっている。このように、現検定制度の重要な職責を担っている調査員及び審議委員の人事及び人選さえも著しく公正さを欠いている。

「日本史小委員会の近現代史委員4人のうち、伊藤氏と関係するのは広瀬順皓駿河台大学教授、有馬学九州大学教授。調査官は4人中、近現代を担当する被告村瀬信一、被告照沼康孝の2氏が関係している。1983年に伊藤氏と照沼氏は『陸軍畑俊六日誌』（みすず書房）を共編。1990年に広瀬氏と伊藤氏が『牧野伸顕日記』（中央公論社）を共編で出版。1993年には村瀬、照沼、有馬の三氏が『近代日本の政治構造』（吉川弘文館）を共同執筆した。1997～98年の「日本近代史料に関する情報機関についての予備的研究」と、1999～2000年の「（同）具体化に関する研究」では伊藤氏を統括者とし、広瀬、有馬、村瀬も加わって共同研究した。」（『琉球新報』2007年10月25日付朝刊）同様の内容の記事が、『沖縄タイムス』（2007年10月25日 事実証明書6）に掲載されている。

以上のように調査官・審議委員の人事・人選は、偏頗で著しく公正性を欠き、また、5頁に引用した『愛媛新聞』（2007年12月28日）にあるよ



うに政治家の不当な介入があり、憲法31条が要請している適正手続きに大きく反している。

## 6、文科省の説明に反する検定意見

2006年度検定高校歴史教科書の「集団自決」に関する検定意見は、文科省が説明してきた「(1)教科書検定基準に基づく適正かつ公正な検定」に反する検定意見である。

しかも、第三次家永教科書裁判において、東京高裁判決（平成元年（ネ）第3428号）が示した次の検定基準違反の判断基準にも反している。

「学界における定説、通説の存否、その内容に関する判断は、比較的客観的に定めるのに対し、内容の選択や内容の程度等に関する判断は、原稿記述の教育的な相当性を内容とするものであって、取り上げた内容が学習指導要領に規定する教科の目標等や児童、生徒の心身の発達段階等に照らして不適切であるかなどの教育専門的、技術的観点からなされるもので、文部大臣の広い裁量が尊重されるものであるが、これらの判断は、検定基準、実施細則に則して判断すべきものであり、右基準等の解釈は、法規の解釈に準じて厳格になされるべきで恣意的、便宜的な運用は許されない。」

「集団自決」に関する2006年度検定高校歴史教科書検定意見は、東京高裁判決で「許されない」としている、「法規の解釈に準じて厳格になされるべきで恣意的、便宜的な運用」がある。それは、次の2点である。

### (1) 係争中の事案を根拠にしている

文科省は大阪で提起された「大江・岩波裁判」と検定との関連性を否定しているが、委員は「沖縄戦『集団自決』の説明で、調査官は大阪での裁判を理由の一つに挙げていた」と証言。文科省が係争中の事案を根拠に、調査意見を付していたことを明かした。

（『沖縄タイムス』2007年9月12日）

### (2) 学界における定説、通説の存否

調査官が、「集団自決」をめぐる検定意見で修正・訂正を求めた事由の

口頭説明は、「軍の命令が出ていたかについては出ていないだろうという見方が定着しつつある」（『歴史と実践第28号特集』 第1部 座談会 沖縄戦と教科書検定「集団自決」をめぐって 2頁）と、学界における定説、通説に反する事由を示している。

「集団自決」をめぐる本件検定意見の指摘事由の法的根拠は、高等学校検定基準第2章3の「正確性及び表記・表現」の(2)の「図書の内容に、生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと」であり、その具体的事由は、先に示した2点である。

しかし、これらの(1)の事由は、係争中の事案の一方側の意見だけを根拠にし、(2)の事由は、学会における定説、通説に反し、東京高裁判決が示した恣意的、便宜的な運用に該当し、検定基準に反している。

## 7、違法な検定意見、検定は「集団自決」だけではない

違憲・違法な検定及び検定意見は、以下の『沖縄タイムス』（2007年9月18日）が示すように「集団自決」だけではない。

『旧日本軍の文書などを基に、日中戦争当時の南京での日本軍の行動を示す史料を集めた「南京戦史」（偕行社、1989年）が発刊された際、文部省（当時）の教科書課職員が「これで（南京大虐殺の被害者が）20万人、30万人と書いてくる教科書に指導ができる」と、編集者らにお礼に訪れていたことを、17日までに関係者が証言した。教科書検定は、教科書課職員が最初から記述修正の方向性を決め、検定意見作成にかかわるなど、以前から官僚主導で行われていた実態が浮かび上がった。（教科書検定問題取材班）

証言したのは「南京戦史」の編集にもかかわった研究者。南京戦史が発刊されて間もなく、同省の教科書課職員が偕行社を訪れ、編集にかかわった人々に「ありがとうございます」とお礼を述べたという。

「南京戦史」は発刊の目的の一つに、「学校の教科書に記載されている『南京事件』の誤った記述を是正する根拠を提供すること」を挙げる。防衛庁（当時）などに残っていた戦史記録や、元日本兵の証言などを基に、中国兵捕虜のうち殺害された人を3万人前後、一般市民で殺害された人を15760人以下などとし、「（虐殺被害者が）20万、30万という数字がまったく真実性に欠けていることを証明」と記す。

お礼に訪れた文部省職員は「これで、被害者数を20万人、30万人と書いてくる教科書に対し、『反証になる文献もあるので、これを併記するように』

と指導できる」と話したという。

当時の教科書検定の状況を知る同省元職員は「教科書課長など、行政管理職がお礼に行くことはありえない。教科書調査官が行ったのではないか」と話した。

また、「当時も、検定意見のベースをつくっていたのは教科書全体を見ていた調査官。日本史の審議委員は、歴史研究についての専門家として参加してもらった。教科書に記載されたすべての事象についての専門家をそろえるのは不可能」と説明し、日本史の審議委員には歴史研究の専門家として大局的な判断をしてもらっていたという。

さらに元職員は「数人の調査官がすべてを網羅するにも限界がある。意図せずして検定意見に『偏り』や『見落とし』が生じることはあり得る」とも話した。

「南京戦史」が発刊された当時、同省は教科書検定で、南京大虐殺の被害者数などをめぐる記述に対し、「現在の学説、史料に基づき断定的すぎないように」との配慮を改善意見で求めていた。』

(『沖縄タイムス』2007年9月18日)

## 結語

以上、主に2006年度高等学校用教科書検定の違法について述べたが、当該中学校歴史教科書における検定においても同様の違法検定が行われたことは明白である。しかしながら、2005年度及び2009年度の当該検定においては、文科省がその資料を独占しており、公開しておらず、その多くが闇のなかである。よって、監査委員らは、職権によって、文科省の当該教科書の検定を担当した職員を「聴取」し、そのことを明らかにするように要求する。

以上